意思決定支援を踏まえた成年後見人等 の事務に関するガイドライン

大阪意思決定支援研究会

成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定。以下「基本計画」という。)は、これまでの成年後見制度の運用について、財産保全の側面のみが重視され、身上監護の視点に欠ける点があったとの指摘がされたことを踏まえ、今後は、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることを基本としており、そのような運用を行うために、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制を構築すると述べる。このような基本計画の趣旨によれば、今後の後見人等の活動には、本人の意思を丁寧にくみ取って権利を擁護するという視点に加え、他の支援者と協働して、本人が自分で物事を選択・決定する力を付けられるよう支えるという視点が求められているといえる。

他方, 意思決定支援は, 居所の決定, 重要な財産行為, 身分上の行為等の非日常的な意思決定だけでなく, 日常的・社会的な行為を送る上で必要とされる場面における意思決定, さらに医療行為も含む広範な概念であり, あらゆる場面で本人に対して行われるものであるため, 後見人等が, 後見事務を進める中で適切に本人の意思決定支援を実現していくためには, 選任後に現れる場面ごとに, 後見人等として何をするべきかについて (例えば, 誰に働き掛けて本人の状況や課題を把握するか, どうやって本人の障害や特性に応じて意思疎通を図るかなどが挙げられる。), 事案に応じた具体的な行動指針を構築していくことが重要である。

この目的を達成するために、大阪家裁家事第4部(後見センター)において後見等事件を現在担当する裁判官及び家庭裁判所調査官と、これまで

多数の後見等事件を経験してきた三士会(大阪弁護士会,大阪司法書士会・公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部,公益社団法人大阪社会福祉士会)所属の専門職らにより,大阪意思決定支援研究会が結成された。この研究会では,裁判所側と各専門職が,事例の検討を通じて,意思決定支援を踏まえた後見等事務の在り方について,これまでの経験・知見を踏まえて活発に意見交換を行い,職種間の相互理解を深めながら建設的な提案を行ってきた。また,途中から大阪市福祉局地域福祉課相談支援グループからもオブザーバーとしての参加をいただき,検討を進めた。

本ガイドラインは、このような協議・検討の成果であり、専門職後見人だけでなく、親族後見人や市民後見人も含めて、これから後見人等に就任する方々が、本人の意思・身上に配慮した後見事務を適切に行うことができるように、意思決定支援の考え方と手順についてまとめたものである。本ガイドラインが、基本計画が目標とする「利用者がメリットを実感できる制度・運用」の実現に多少なりとも貢献できれば幸いである。

平成30年3月

大阪意思決定支援研究会

(大阪家庭裁判所家事第4部総括裁判官 阿多麻子)

目 次

Ι	総論	1
1	本ガイドラインの目的について	1
2	基本的な考え方について	5
_		
	(1) 意思決定支援の原則	
	(2) 本ガイドラインで用いられる用語	
	① 意思決定支援	
	② 本人中心主義(person-centered)	
	③ エンパワメント	2
	④ チームミーティング、プレミーティング(事前打合せ)	2
	⑤ 意思決定能力	5
	⑥ 代行決定	5
	⑦ 最善の利益(best interest)	£
	(3) 家庭裁判所における本ガイドラインの用法	5
	① 後見人等の選任,解任,辞任許可	§
	② 後見等監督(民法863条)	5
	③ 後見人報酬	5
	④ 居住用不動産の処分許可(民法859条の3)	4
п	意思決定支援の手順について	_
1	環境整備(状況把握・本人及び支援者の輪への参加)	4
	(1) 環境整備の必要性	4
	① 「日常生活上の意思決定」の観点から	4
	② 「非日常生活上の意思決定」の観点から	5
2	環境整備の手順	F
_		٠ و
	(1) 状況把握	
	① 支援状況の把握	
	② 本人状況の把握	
	③ 留意点	5
	(2) 本人及び支援者の輪に参加する	6
	① 本人及び支援者との顔合わせ	6
	② 課題の把握	6
	③ 本人の観察	6
		7

(1)	支援チームの編成	7
(2)	プレミーティング(事前打合せ)	7
1) 出席者の決定とミーティング趣旨の確認等	8
2) 共通認識の形成	8
3	プレミーティングにおける検討事項	9
(3)	チームミーティング	10
1) 本人に対する働き掛け	10
2	表明意思の読み取り	11
3	本人意思の解釈・評価について,支援チーム内で意見が分かれた場合	12
(4)	意思決定能力の判断	13
1) 支援メンバーによるアセスメント(評価)	13
2	意思決定能力評価のためのチームミーティング	13
3) 意思決定能力評価の結果	14
(5)	代行決定	14

「意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン」

I 総論

1 本ガイドラインの目的について

- (1) 本ガイドラインは,
 - ① 成年後見人・保佐人・補助人(以下総称して「後見人等」という。)が、今まで本人を支えてきた「支援者の輪¹」に加わり、他の支援者と協働して日常的に意思決定支援をする中で、本人が自分で物事を選択し、決定する力をつけていくための活動(日常生活上の意思決定支援²)をする場面で取るべき行為、
 - ② 本人が日常生活以外の非日常的な生活場面において決定を迫られる事項(居所の決定,重要な財産行為,周囲の人間関係の変動等)において,後見人等が後見・保佐・補助事務を遂行するに当たり,意思決定支援の観点から求められる行為(非日常生活上の意思決定支援,又はそれが不可能であった場合の代行決定)
 - の両者について, 行動指針を示すものである。
- (2) 意思決定支援の対象には、法律行為だけでなく事実行為も含まれるが、両者の区別は、必ずしも「日常生活」「非日常生活」の区別とは合致しない。本ガイドラインでは、人の意思決定の対象となる事項を、事実行為と法律行為という2つの要素により構成される連続体と捉えた上で、事実行為の要素がより強い類型(生活習慣に関する場面、余暇活動、障害福祉サービスの利用等)を「日常生活上の行為」とし、より法的要素が強く認められる類型を「非日常生活上の意思決定に係る行為」と整理する。その上で、日常生活上の意思決定支援の在り方については、後見人等が他の支援者との関係で果たす役割(観察、助言等)を示すにとどめ、非日常生活上の意思決定支援については、後見人等が支援チームの中である程度主体的に手続を進める内容としている。
- (3) 本ガイドラインは,前記(1)にいう「意思決定支援の観点から求められる行為」を,「意思決定支援を尽くしても本人が意思決定することができず,最後の手段として,後見人等が代行決定を行うこと」も含めた概念と定義している。本ガイドラインは,後見人等が,選任後,①支援者の輪に加わり,状況を把握した上で,②課題に応じて小チームを編成して意思決定支援の準備を行い,③本人から思いや考えを引き出し,読み取ると同時に,本人の意思決定能力を評価し,④(支援付き)意思決定に至るか,又は代行決定へ移るかまでの一連の過程についての総論を示すものである。個別の非日常生活上の課題³については,別紙「個別課題への適用」において具体的に検討する。

¹ 介護保険の利用等により福祉行政が関与していた事案では、後見人等が選任される前から、本人について、親族、医療・福祉、地域関係者等による支援体制ができていることが多い。このような支援者の輪に後見人等が加わることで、成年後見利用促進基本計画が定める「チーム」として支援することが期待される。

 $^{^2}$ 「何を食べ,飲むか。」「どんな服を着るか。」「どの店で買い物をするか。」「いつ,どのような形で病院,歯医者,リハビリ等の予約を入れるか。」等の1つ1つの行動を想定している。これは,その時々の本人の選好や状況によって変化するものであってもよい。

³ 居所の決定, 重要な財産行為, 周囲の人間関係の変動が予定されている。

2 基本的な考え方について

(1) 意思決定支援の原則

- ① 全ての人は意思決定能力がないと評価されない限り、能力があると推定される。
- ② 意思決定能力の有無は、「その時点」で「その課題」ごとに判断され、精神上の障害があること、後見等が開始されていること、及び、後見等が相当であるとの医師の診断があることをもって、本人が意思決定能力を欠いているとされない。
- ③ 一見,不合理にみえる意思決定を行ったということだけで,本人には意思決定能力がないと判断されることはない。
- ④ 本人の意思決定を助けるあらゆる実行可能な方法が尽くされたのでなければ、本人は 意思決定ができないとはみなされない。
- ⑤ 本人が意思決定能力を欠くために最後の手段としてなされる代行決定は、本人の主観的最善の利益のために行われなければならない(後記(2)⑦参照)。
- ⑥ 代行決定は、本人にとってより制約の小さい方法により行われなければならない。

(2) 本ガイドラインで用いられる用語

① 意思決定支援

意思決定支援とは、特定の行為に関する判断能力が不十分な人について、必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなどして、本人が意思決定をするために必要な支援をする活動をいう。また、本ガイドラインでは、さらに、本人があらゆる支援をもってしても意思決定ができない、あるいは表明された意思を実現できない場合に、最後の手段として後見人等による代行決定へと至る一連のプロセスも検討の対象とする。

② 本人中心主義 (person-centered)

「意思決定の中心に常に本人を置く」という理念であり、本人に関わる事項は、基本的には本人が同席する場で、本人の意思に基づいて決定されなければならないというものである。より平易な表現をとると、「物事を決めるのは本人である。」「本人のことを本人抜きで決めない。」となる。また、意思決定支援に当たり、後見人や支援者らの価値観や判断等を本人に押し付けてはならないという意味も併せ持つ。

③ エンパワメント

これまで意思決定をした経験に乏しい人については、時間をかけて丁寧な支援をする必要や、決定して良いと本人に理解してもらうことが必要である。したがって、例えば、その日に着用する衣服をどれにするか、散歩に出かけるか、出かけるとしてどこに行くのかなどについて、支援者等が本人の意思決定を支援していくことが必要である。このような関わりが日常的に繰り返されれば、本人は、自身の意思を尊重される体験を積むこととなり、自信をもって意思を表明できるようになるほか、自分のことは自分で決めて良いという確信や、生活そのものの満足感を高めることにつながる。

④ チームミーティング、プレミーティング(事前打合せ)

意思決定支援を行うに当たっては、場の設定の在り方、本人に提供すべき情報の内容や提供の方法等が、本人の意思決定を支援する上で重要になる。そこで、このよう

な意思決定支援を行う上での手順や方法を、参加者間で打ち合わせる会合を、本ガイドラインでは「プレミーティング」としている。一方、参加者が集まり、本人が意思決定できるよう種々の支援を行う場を「チームミーティング」と呼んでいる。

⑤ 意思決定能力

意思決定能力は、その時点における、その課題に関して、情報の理解、記憶の保持、情報の比較考察、意思の表現というコミュニケーションの4要素のほか、本人の障害や脳損傷などの医学的な要素も参考にして評価される。

⑥ 代行決定

意思決定支援を尽くしても本人が意思を決定できない場合に,最後の手段として,後 見人等が本人に代わって決定することをいう。意思決定支援と区別される概念。

⑦ 最善の利益 (best interest)

最善の利益は代行決定を行う場面において検討される概念であり、客観的最善の利益と主観的最善の利益に分類される。客観的最善の利益とは、支援者の価値観に基づき本人にとって客観的、合理的に良いと考えられるものをいうのに対し、主観的最善の利益とは、本人の希望や価値観などを最大限に考慮し、本人の価値観において最善と考えられるものを指す。いずれも本人以外の者により判断されるが、本ガイドラインでは主観的最善の利益を採用し、意思決定支援におけるチームミーティング参加者により判断されるものと定めている。

なお, 意思決定支援の場面においては, あくまで本人が表明した意思を中心に支援が行われる。ここでは主観的最善の利益も客観的最善の利益も検討されることはない。

(3) 家庭裁判所における本ガイドラインの用法

① 後見人等の選任,解任,辞任許可

本ガイドラインに基づく運用を「意思決定支援・身上監護を重視した成年後見制度の運用」⁴として定着させ、身上配慮義務(民法858条)に関する解釈原理に高めることによって、本人の適切な権利擁護を図るために適格な後見人を選任することが可能となる。また、本ガイドラインに基づく運用が定着すれば、意思決定支援のプロセスを経ず非日常生活上の決定を代行し、本人の権利や義務、生活に悪影響を及ぼした後見人等についても、速やかな交代が可能になるものと考えられる。

② 後見等監督(民法863条)

後見等事務報告書の一部又は添付資料として、別紙アセスメントシート【様式1~3】 の導入を検討する⁵。後見人等を含む支援者らは、同シートの各欄に順次書き込むこと で、意思決定支援の手順を再確認することができる。

③ 後見人報酬

アセスメントシートは、後見人等の報酬を定める際の資料としても用いることができる。

⁴ 成年後見制度利用促進基本計画2(2)①ア)

⁵ 将来,中核機関が家庭裁判所に後見人情報を提供する時のレポートに転用することも考える。

④ 居住用不動産の処分許可(民法859条の3)

後見人等が、居住用不動産の処分許可の申立ての疎明資料として、「本人が居住 用不動産を処分することを課題とし、本ガイドラインに従った意思決定支援の結果、当 該課題が解決したこと」を示すアセスメントシートを提出した場合、当該居住用不動産の 処分は、本人の(支援付き)意思に基づくもので、本人の精神面に悪影響を及ぼすおそ れはないとの疎明があったと判断され⁶、家庭裁判所は居住用不動産の処分許可をする ことになる。

Ⅱ 意思決定支援の手順について

- 1 環境整備(状況把握・本人及び支援者の輪への参加)
- (1) 環境整備の必要性
 - ① 「日常生活上の意思決定」の観点から
 - ア 基本的な考え方ーエンパワメントの必要性

本人の支援者ら(後見人等を含む。)は、就任時から後見等の終了に至るまで、「本人中心主義」の実現に努めなければならない。精神上の障害によって「決める力」を制限されている本人が、支援を受けて非日常生活上の決定を行うには、その前提として、本人の「決める力」が、日常生活上の意思決定を通じて高められている必要がある。このため、支援者らは、日頃から、本人が「自分で決めてもいい。」「自分の希望を言ってもいい。」と実感できるような取組みを重ね、本人が日々の生活で自信をもって意思決定を行い、生活の質を高められるよう配慮しなければならない。また、「決める力」を高めるためには、「自分が決めたことが実現された。」との達成感を積み重ねていくことが必要であり、日常生活上の意思決定においては、意思決定だけでなく、意思実現の支援も求められる。

イ 後見人等の役割

日常生活上の意思決定事項は、「何を食べるか。」「何を着るか。」等の純然たる事実行為か、「施設の行事に参加する。」「公共交通機関を用いて外出する。」等、法律行為の要素が含まれるものの主には事実行為であるものが多く、基本的には、本人と常時接する親族や、介護サービス事業者のスタッフ等の支援を受けて行われる。

このため,後見人等は,就任直後の課題として非日常生活上の意思決定が求められている場合に限られず,いかなる場合も,速やかに本人の状況を把握し,支援者の輪に参加することが重要である。

後見人等は、日常生活における様々な意思決定場面において、本人の意向が尊重され、かつ、その意思が実現されるようにするべく、本人及び支援者らから情報を収集し、「支援者らが本人の意思や嗜好等を把握し、それを尊重することができているか。」、

⁶ 意思決定支援の手続が正しく行われれば,後見人等が,本人に代わって,特定の者(親族,知人その他団体等)に対し,時価を相当程度下回る価額で本人の自宅を売却したとしても,善管注意義務(民法869条,644条)違反には当たらないと解される。

「本人に関わる事柄が,支援者らが(客観的に)最善と考える方法によって決定されていないか。」について注意を払う。そして,このような視点から本人に関わる事項を決定されていないならば,後見人等は,支援者らに対して本人の意思に沿った支援をするよう促す役割を担う。

以上のような説明や促し等を行っても,介護サービス事業所等による対応が改善されない場合,後見人等は,当該介護サービス事業所等との利用契約の当否について,介護支援専門員(いわゆるケアマネジャー),地域包括支援センター,中核機関等と協議,検討する。

② 「非日常生活上の意思決定」の観点から

後見人等は、本人が置かれている状況(心身の状態、財産状況、生活状況等)のほか、意思決定支援が必要になる事項(課題)の有無、及び、本人がどういう人物か(過去及び現在の意向、心情、信念や価値観、その他本人が大切にしている事情等)など、意思決定支援を行うために必要な情報を把握するために、支援者との接触、本人を交えたミーティングへの参加、各種資料の精査などにより情報収集を行う。特に、後見人等に選任された直後は、情報収集と共に、本人及び支援者との関係を早期に形成することが重要になる。

2 環境整備の手順

(1) 状況把握

選任直後のアセスメントシート【様式1】及び2回目以降のアセスメントシート【様式2】を参考に、以下の手順により情報収集を進める。

① 支援状況の把握

様々な関係機関等に接触して、本人に関わる支援者を把握し、支援の内容や程度を確認する。例えば本人が介護保険サービスの利用者である場合は、地域包括支援センターや介護支援専門員が、障害福祉サービスの利用者である場合は、障害者相談支援事業所、相談支援専門員が、支援の中心となっていることが考えられる。そのほかに、市町村の担当者、民生委員、日常生活自立支援事業の担当者、親族なども支援の内容や程度を確認する相手として考えられる。

② 本人状況の把握

生活歴,生活状態,心身の状況,支援の受け入れの状況,本人が目指す暮らしなどを把握する。また,支援者の中で誰がキーパーソン(本人が最も信頼している人)であるかについても確認する。

③ 留意点

この段階における情報収集は、あくまで、後見人等が本人と初めて会うための準備である。後見人等は、収集した情報には常に提供者の評価が含まれていることを認識し、収集した情報をもって、本人を理解した、としない。後見人等には、本人との面談を経て自分の目で確かめた事実に基づき、本人を中心に、その意向や好み等に焦点を置いて考えることが求められている。

(2) 本人及び支援者の輪に参加する

① 本人及び支援者との顔合わせ

後見人等は、本人及び支援者との顔合わせのため、これまで本人の生活に関わり、中心となって支援してきた者(地域包括支援センター、施設長、介護支援専門員、障害者相談支援事業所、相談支援専門員等が考えられる。)に働き掛けて、本人の支援者を招集し、本人を交えた面談を試みるとともに、成年後見制度の利用が始まった後の支援の在り方でについて打ち合わせる。

【日常の支援者 (例)】

本人
介護支援専門員,ヘルパー,デイサービス責任者(介護保険利用)
相談支援専門員,サービス管理責任者(障害福祉サービス利用)
地域包括支援センター,障害者相談支援事業所
自治会・民生委員(本人と地域社会の間につながりがある場合)
主治医
看護師(訪問看護を利用している場合)
親族
その他(友人,近隣住民等)

② 課題の把握

後見人等は、本人の日常生活における考え方を踏まえた上で、本人が意思決定を求められている非日常生活上の事項(以下「課題」という。)について、本人が話した内容(過去のエピソード、思い等)を資料化⁸しておく(【様式3】個別課題発生時における意思決定支援のためのアセスメントシート)。

③ 本人の観察

後見人は、本人を交えた面談の中で、次の事項を観察することにより、本人の意思表明が、同席者やその場の環境等が変わっても一貫するものかどうかを把握し、本人に対し、「日常生活上の意思決定支援」が行われているか否かも把握する。

/ ,	日常生活上の意思決定支援」が行われているか省かも把握する。
	誰が、どのようにして、本人の意思を引き出しているか。
	本人は,周囲の人の聞き方によって反応を変えていないか。
	本人には, 意思決定を「回避」する傾向がないか。その背景や理由は何か。
	本人との意思疎通には、どのような方法(視覚化、体験等)が有効か。
	本人には、これまで意思を表明する生活をしてきておらず、「自分で決める」ことを
	実感できていない様子はないか。

⁷ 以前から開かれていた「地域ケア会議」「担当者会議」等の機会を活用し、その一部を後見人等との顔合わせ、 面談に充てればよい。

⁸ プレミーティングにおいて、他のメンバーと情報を共有し、意思決定支援の方針を検討するために使うものなので、メモ程度で構わない。

3 意思決定支援

- (1) 支援チームの編成⁹
 - ① 本人(支援チームの中心)
 - ② その他のメンバーの選定

ある課題について本人の意思決定を支援するため、意思決定支援チーム(以下「支援チーム」という。)を編成する。支援チームは、一つ一つの課題ごとに支援者の中から選ばれた者により編成される。

支援チームは、本人に対し、自分の置かれている状況を分かりやすく、かつ客観的に示す必要があるため、(a)本人の日常生活を知る者、(b)専門的知見から発言ができる者、(c)その課題について本人に適切な選択肢を示すことができる者が参加することを要する。

支援メンバー選定は、これまで本人の生活に関わり、中心となって支援してきた個人 や機関(地域包括支援センター担当者、介護支援専門員、相談支援専門員等)が行う ことが想定されるが、後見人等がこれらの者から情報を得て選定することも可能である。

なお、下のリストは例示であり、これに該当する者でも、事案によっては本人と利害が対立し、意思決定支援への参加が望ましくない場合があり得るので¹⁰、具体的に誰を選定するかは、個別の事案に応じて判断するべきである。

ア 一般論 ((a)(b))

- □キーパーソン(本人が最も信頼している人)
- □ 支援に関わる人(福祉・医療関係者等)
- □後見人等
- □ その他本人が参加してほしいと希望する者(親族,友人等)

イ 個別の課題に応じて選ばれる者 ((c))

- □建築業者,大家・管理人,近隣住民等(居所が検討される場合)11
- □旅行業者(本人が旅行に行きたい場合)

(2) プレミーティング(事前打合せ)

支援メンバーは、本人に対する意思決定支援の準備のために、予めチームで集まり(プレミーティング)、本人のニーズや置かれた状況等の情報を共有し、意思決定支援の基本原則等の共通認識を得ておくほか、場の設定や、情報提供の在り方など意思決定支援の

⁹ 支援チームの編成は支援者との関係が土台となるため、後見人等は、適時的確に連携できるよう、日頃から支援者との関係作りに努めることが求められる。

¹⁰ 本人と利害が対立する者や,本人に対して支配的・介入的な親族等の参加は望ましくない。同様に,本人が参加を拒否する者も参加させるべきではない。

^{11「}個別課題への適用」「〈事例1〉居所の決定」で詳述する。

具体的な方法を検討する。

① 出席者の決定とミーティング趣旨の確認等

ア 出席者の決定

- プレミーティングには、必ずしも本人の出席を要しない。
- 支援メンバーにも, プレミーティングから出席する者と, チームミーティング(又はその一部)のみ出席すれば足りる者がある¹²。支援メンバーの内, ミーティングに参加する者を, 以下「参加者」という。

イ ミーティング趣旨の確認

呼び掛け方によっては、参加者が会議の趣旨について抱くイメージが変容してしまう危険性がある。招集者¹³は、プレミーティングの招集に当たり、参加者に以下②ア及びイ記載のプレミーティングの目的・ルール等を伝え、参加者がチームミーティング及び意思決定支援の趣旨を「本人を説得するために集まる」と誤解しないよう配慮した表現を心がける。

② 共通認識の形成

ア 意思決定支援の基本原則を共有する。

参加者全員が, 意思決定支援の基本原則(前記 I 2)を共有し, 本人の意向や嗜好を最大限に尊重しなければならないこと等を確認する。

イ チームミーティングの目的とルールを確認する。

参加者は、①チームミーティングとは、課題について本人の意思を本人中心に聞き取るための会議であって、メンバーの立場や意見を述べる場ではないこと、②プレミーティングも、本人を説得するための介入方法を検討する会議ではないこと、を確認し、チームミーティングにおいて参加者がとるべき行動についても、次のとおり、具体的に確認する。

・ 参加者がすること

「本人の意見、考えを引き出す。」

「本人の話に反論しないで聞く。」

参加者がしてはいけないこと

「参加者が本人にとって望ましいと考えることを押しつけたり, その方向に誘導したりしない。」

「参加者が自分の意見, 感想を言わない。」

⇒(例)○○した方がいいね。

「本人の話を否定したり,批判したりしない。」

参加者が心にとめておくべきこと

¹² チームミーティングの参加者が多すぎると、本人が精神的に萎縮する可能性がある。事案や課題によっては、本人、後見人等及び具体的意思決定支援をする者だけでの会議もあり得る。

¹³ 会議の招集及び司会は,地域包括支援センター担当者,介護支援専門員,又は障害者相談支援事業所が努めるのが適当である。このため,担当者に対する適切な研修の機会が求められる。

「本人は、参加者の反応に敏感に反応したり影響されたりすることがあり、参加者の 方は深い意味なく言ったことでも、本人はそれが参加者の求めていることと感じ取 り、その方向での発言をすることがある。」

⇒(例)○○は大変そうだね(=本人は「やめろということかな」と思う。)。 「質問も, 仕方によっては参加者の意見を本人に押しつけることになる。」 ⇒(例)どうして○○しないの?, ○○したいと思わないですか?

ウ 後見人等のチェック機能14について確認する。

A) チェック機能の意義

後見人等は、チームミーティングにおいて、意思決定支援の基本原則やプレミーティングの決定事項が遵守されているか、その他本人への配慮が十分なされた上で会議が進められているかをチェックする役割を負う。

[チェック対象]

- 参加者が本人を説得したり、意見を押しつけたりしていないか。
- 本人は参加者の言動に萎縮していないか。
- 本人は参加者の顔色をうかがいながら発言する様子はないか。

B) 後見人等がとるべき行動

後見人等は、チームミーティングにおいて、前記 A) に反する進行が行われていることを確認したときにはその旨を指摘し、適宜の方法により是正を促す。各参加者は、後見人等から指摘を受けたときは真摯にこれを受け止め、質問を変えるなどして、しかるべく対応する。

[指摘の例]

- 「他の人にもしゃべってもらっていいですか?」
- 「本人の思い、考えを聞いてもらっていいですか?」

③ プレミーティングにおける検討事項

ア いつ、どこで、誰が、チームミーティングを開くか(環境、時期、場所) 専ら「本人が意思決定しやすい環境を作る。」という観点から、チームミーティング の場所、時間帯、雰囲気、参加メンバーの人選を考える。本人は、日常慣れ親しんで いる環境から引き離されると、精神的に萎縮し、不安定になる可能性があるので、そ の点にも配慮する。

イ 誰が、本人と直接対話するのか。

本人の希望を聴き取る際は、判断能力が低下した人とのコミュニケーションスキルが大切である。このため、本人との直接の対話は、チームミーティングの司会者である介護支援専門員や地域包括支援センター職員等に任せることが多いと思われるが、これらの者以外にも、意思決定支援の趣旨を理解し、かつ本人と信頼関係を築いて

¹⁴ チームミーティングにおける後見人等の役割がチェック機能に限られないことは言うまでもない。

いる者(後見人等でも可)があれば、その者が本人と直接対話することも考えられる。

- ウ 課題についての本人の意思が実現不可能となる場合も念頭に置いて¹⁵, その後の支援の流れについて、課題のみでなく、その後の見通しについても話を進め、共通認識を持つ。
 - 本人の意思を実現する上で障害となる事実として何が考えられるか。
 - いつまでに意思決定をすることが求められているか¹⁶。
 - 本人がエンパワメントされておらず,現状意思決定ができていない場合,いつまで意思形成支援を続けることができるか。
 - 当初の課題についての本人の意思が実現不可能であった場合,本人に提供できる選択肢¹⁷はあるか。
- エ 本人に、自分が置かれた状況を理解してもらい、かつ意思決定に必要な環境を整備するために、日常のコミュニケーションツールのほか、どのようなコミュニケーションの手法が適切であるかを探求する。
 - 具体的なエピソードを積み上げる。
 - 本人が意思決定するために、必要なサポートを検討する。
 - 写真・映像等、本人が理解しやすい形で情報提供する。
 - どのようなコミュニケーションツールを使用して本人とコミュニケーションを取るか。
 - 誰が上記ツールを用意するか。後見人等が指定してよいか。
 - 質問の方法は、「Yes-No」で答えさせる形ではなく、「なぜ?」「どうしたい?」 「何を?」という形をとるよう配慮する。
 - 具体的な選択肢(見学・体験・パンフレット等)を整える。
 - 選択肢のメリット・デメリット,予想される見通しを説明する方法,参加者の役割 分担を決める。

(3) チームミーティング

① 本人に対する働き掛け

ア 参加者は、プレミーティングで決定した方法に従って本人に働き掛け、意思を引き出す。

チームミーティング以前の言動によって、本人の意思が既に決定、表明されているように見える場合がある。しかし、成年後見制度を利用している本人の場合、精神上の

¹⁵ 非日常生活上の課題について本人が行った決定が,本人の生命・身体の危険あるいは第三者に対する権利 侵害のおそれがある場合,その決定は実現不可能と判断されることがある。

¹⁶ 後見人等は、もともと差し迫った課題(=非日常生活上の決定を迫られる課題)に対応するために選任されていることが多く、すぐに、若しくは近い将来に、期限を切って意思決定をすることが求められる。

¹⁷ 意思決定とは選択である。本人に選択肢を示すことによって意思決定を支援するのであるが、選択肢自体が周囲の思惑で限定されていれば、真の意味で、本人の意思決定を支援することにはならない。よって、プレミーティングの段階で、オプションについてもある程度見込みを立てておくのが有効であるが、それが本人に選択の余地を失わせるようなものであってはならない。

障害によってコミュニケーションの過程の4要件(後記(4)②ア参照)のどこかが阻害された結果が、それまでの言動になって現れている可能性も否定できない。このため、支援メンバーは、本人の意思が以前の言動により既に決定、表明されているように見える場合でも、同じ方法のみで問い掛けるのではなく更に質問を投げかけることで、本人の真意を探るとともに、当該意思表明に至った理由や過程を確認し、本人が真にこだわっている事柄は何であるかを確認する必要がある。

イ 参加者は、本人に対し、分かりやすく本人の置かれている状況を示すとともに、本人の決定した意思の実現に向けて、どのような方法があるか、本人が理解できるよう選択肢を示す。

② 表明意思の読み取り

参加者は,前記①の問い掛けや説明に対する本人の回答又は反応(動作,仕草,視線,表情等)から,課題について本人が表明しようとする意思を読み取る。

ア 本人が意思を述べている場合

A) 本人が表明した意思が、それまでに表明されていた意思と合致している場合

⇒ その表明意思は、本人の真意である可能性が高い。

【原則】

支援チームは、表明された意思が本人の真正な意思であると確認されたときは、それが参加者それぞれの価値観からみれば不合理に見える決定であったとしても、本人が自分で行った選択を尊重し、その後は専ら本人の表明意思が実現できるかどうかの検討に移る(意思実現支援)。

- B) 本人が表明した意思が、①本人又は第三者の生命、身体その他重大な権利を侵害する、若しくは②経済的理由等による制約により、客観的に実現不可能である場合¹⁸
 - 本人に対し,本人が先の課題について表明した意思が実現不可能であること及びその理由を伝える。
 - 支援チームで再度プレミーティングを行い,本人の表明意思の背景にある事情等も踏まえた上で,他に対応すべき課題¹⁹があるかどうかを検討する。
 - 情報提供や問い掛けを続けることにより、本人の希望、思いを新たに引き出せば、それと調整できる方向で次の課題が導き出され、更なる意思表明につ

¹⁸ 本人が実現可能な選択肢を選ぶことができない場合,本人には,この時点で,その課題について意思決定能力がない(状況の理解,比較考量ができない)と判断して代行決定に移るという考え方もある。しかし,実行不可能を理由に代行決定に移行することは,客観的最善の利益を図ることにつながりかねないことから,慎重に判断すべきであるし,判断に至った経過については個別課題発生時における意思決定支援のためのアセスメントシート【様式3】で記録化すべきである。

¹⁹ 具体的な流れは「検討事例」を参照。同じ課題について、場所や人を変えながら問い掛けを続け、その時に本人が反応していることへの問い掛けを繰り返し、本人の表明意思についての認識を深めていく。本人の状況によっては、時間をおいてやり直すこともある。

ながることもある。

C) 代行決定の検討

- (i) 支援チームとして考えられる全ての課題・選択肢について, A), B)を行った。しかし, 本人が選択した選択肢は全て実現不可能である。
- (ii) 意思決定すべき課題に期限があり、その期限までに支援を尽くせるよう、最大限努力したが、B)の状態のまま時間切れ²⁰になった。
- (iii) (i),(ii)の場合,支援を尽くしても本人が意思決定できなかったと考え,代行決定に移行することも念頭に置いて,本人の意思決定能力評価に移る。
- (iv) (i)の状態だが, 意思決定すべき課題に期限がない場合は, 話合い, 見守りその他の方法による支援を行う。
- イ 本人が意思を表明しない,若しくは表明された意思があいまい,又は本人が表明する意 思が時間帯,日にち,尋ねる相手によって変わる場合
 - A) 様々な角度からの情報提供、問い掛けを検討し続け、本人がどんな希望を持っているのかを引き出す(意思形成支援、意思表明、真意把握支援)。

その際,表明された言葉以外に,背景にあるものへの関心をもって,本人がなぜ そのようなことを言ったり,行ったりするのか,意思決定のテーマが今回初めて考え ることか等を考慮する。

いったん本人の意思が表明された場合でも、それが本人の真意であるかどうか を検証するため、時間をおいて、再度意思を確認することも検討する²¹。

- B) 表明意思が実現できるかどうかの検討に移る(意思実現支援)。 その後の手続は前記②アA, Bと同じ。
- C) 意思形成支援を行い、引き続いて意思表明支援・真意把握支援を行ったが、意思表明・真意把握支援を相当期間続けてもイの状態が変わらない。

意思表明・真意把握支援を相当期間続けても、本人が「考えたくない」のか「考えられない」のかが分からない場合、本人には、「その時点で、その状況で、その事柄に限って」意思決定能力がないと判断することも考えられる。

代行決定に移行することも念頭に置いて,本人の意思決定能力評価に移る。

③ 本人意思の解釈・評価について,支援チーム内で意見が分かれた場合

支援チームのメンバー間で、「本人が意思を示したといえるか。」「本人のその反応をどういう意味に解釈すべきか。」「その意思表明が真意といえるか。」等、本人意思の解釈・評価について意見が分かれた場合には、①支援メンバー(介護支援専門員・支援者・

²⁰「時間切れ」になった場合、「支援チームは時間内にするべきことはしたが、本人が意思決定できなかった。」として代行決定に移行するという考え方が今のところ有力である。

²¹ 当初表明していた意思を A⇒B と変更した場合,本人がチームミーティングの場(雰囲気)に影響を受けた可能性もある。

関係者等)の個々の経験や勝手な意見に左右されていないか,②なぜ意見が分かれるのか,③議論の論点がずれていないかを考える。後見人等の役割についても考える。

必要に応じて,新たな福祉関係者,専門職などを支援メンバーに加えること²²も考えられる。

(4) 意思決定能力の判断

① 支援メンバーによるアセスメント(評価)

ここでいう意思決定能力とは、「その時点で、その事項についての」意思決定能力を意味する。各支援メンバーは、本人に対する意思決定支援活動と同時に、本人の意思決定能力についてアセスメントを行う。具体的には、それぞれがチームミーティングでの問い掛けに対する本人の回答や反応を観察し、課題²³ごとに、個別課題発生時における意思決定支援のためのアセスメントシート【様式3】を用いて評価を行う。

② 意思決定能力評価のためのチームミーティング24

チームミーティングの結果,支援メンバー全員の意見として,本人に意思決定能力がないと判断した場合には,代行決定に移る。

意思決定能力は,以下のア及びイの両要件を総合考慮して判断される。

ア 次のコミュニケーションの過程の4要素の中に、支援者によるサポートを受けてもな お満たすことができないものがある。

A) 情報の理解

当該意思決定に必要な情報を理解すること

B) 記憶保持²⁵

当該意思決定に必要な情報を頭の中に保持すること

C) 情報の比較考察

当該意思決定に必要な情報を選択肢の中で比べて考えることができること

D) 意思の表現

自分の意思決定を口頭,あるいは手話その他の手段を用いて表現すること 以上の4要素は,本人に対する働き掛けを終えた後で,本人に,「今日,何をしましたか。」などと開かれた質問を行い,説明した内容などを簡単に話してもらうことにより 確認する。

イ アで満たすことができなかった要素が、本人の障害や損傷によるものである。

²² チームのメンバーを交代させるという考え方もあるが、そのときは、誰を交代させるかで恣意的な運用にならないよう気を付ける。

 $^{^{23}}$ 同一のチームミーティングで複数の課題が検討された場合であっても、意思決定能力の評価は個別の課題ごとに行う。

²⁴ チームミーティングの終了時に限られず,ある課題についての本人への問い掛けが終了した時など,節目ごとに行うことが考えられる。

²⁵ 成年後見制度を利用している本人の場合,前の問い掛けに対して回答したことでも,数十分後に確認されても忘れていることがある。その場合も,再度同じことを問い掛けて前と同じ回答が得られた場合は,その本人は,支援を受ければ記憶保持の能力は維持されているのと同等と評価できる場合もある。

アで満たすことができなかった要素が、本人の障害や損傷によるものかどうか疑義がある場合(例えば、開始時には記憶障害がない本人(知的障害や精神障害)について、記憶保持の要素が満たされない場合など)は、要介護認定の際の診断書等、公的手続に提出されている診断書を参考にすることや、専門医の意見を求めることを検討する。

③ 意思決定能力評価の結果

ア 意思決定能力がある(ないとはいえない)と判断された場合

本人の(支援付き)意思の実現を図る。「意思実現は客観的に不可能であるが、本人には意思決定能力がある。」と評価される場合も考えられる。その場合、本人には意思決定能力があるため、支援チームとしては、本人に現状を理解してもらうよう「話し合い」を続けるか、あるいはその他の支援を続けることになる。

イ 意思決定能力がないと判断された場合

代行決定に移行する。

(5) 代行決定

代行決定をする場合には以下に留意して行うこととなる。

① 「意思決定者」は「本人以外の第三者」である。

代行決定を行う者は後見人等であるが、その内容については、チームミーティングに現れた本人の意向や希望を踏まえて支援チームで検討する。²⁶

②「最善の利益」

チームミーティングが適切に行われていれば、「本人の意向、感情、価値観等に基づく最善の利益(主観的最善の利益)」を判断するための根拠となるべき事情は、それまでの手続に既に現れている場合が多いと考えられる。

③ 自由の制約の最小化

本人の自由に対する制限を比較考量するための事情も、チームミーティングで、本人にそれぞれの選択肢のメリット、デメリットを説明する中で現れている場合が多いと考えられる。支援チームは、改めてそれらの事情を検討し、何が最も制限的でないかを判断する。

以上

²⁶ チームミーティングに引き続いて代行決定を検討することもあり得るし、その場では方向性だけを決めて、詳細については別の機会に集まって協議することもあり得る。

【様式1】	アセスメントシート
車	在 (家)

号

本人		
半人		

作成日	:	年	月	日
報告者	•			

選任直後のアセスメントシート

	-
本人の目指す暮らし	(生活の場所、今後の生活の希望、支援を依頼したいこと、支援拒否の理由 等を記載)
生活歴・職歴	生活歴 職歴
	(「決める」という経験の有無 後見申立に対する理解等)
心身·判断能力	(健康状態、知的/発達障がい、精神疾患(うつ等)、アルコール関連問題、薬物、ギャンブル、対人関係、等)
暮らしの基盤	(収入、各種制度、公共料金、債務整理の状況等、サービス・制度の利用状況)
普段のコミュニケ ーションの方法と 問題点	(言語・筆談・手話・点字・非言語等)
課題と思う事柄とその根拠	
本人の意思決定に 関与している人	

家族・支援者関係図(ジェノグラム・エコマップ	°)				
		年	月		現在
_		+-	_ 月	<u> н</u>	5亿1工
※ 本人が活用できる資源(人・情報・サービス等)は何か。					
※ 本来であれば、どのような資源が必要か。					

本人 ●● ●●

 作成日
 :
 受任日
 年
 月
 日

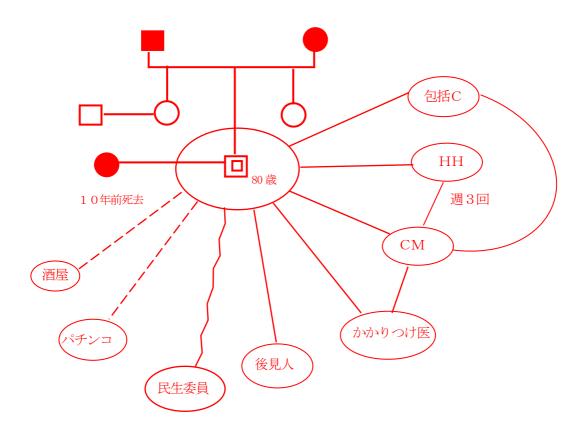
 報告者
 :
 後見人

1. 選任直後のアセスメントシート

本人の目指す暮らし	(生活の場所、今後の生活の希望、支援を依頼したいこと、支援拒否の理由 等を記載) 自宅:持家、築80年以上老朽化著明であるが今後も親子三代が住んだ家でずっと住み続けたい 心身の衰えを少し感じているため、地域包括やケアマネから勧められて後見人がついたが、ま だ自分でできることは自分でしたい。
生活歴・職歴	生活歴 80歳 自宅にて独居、 妻は10年前病死 65歳時に脳梗塞発症(軽度) 左不全まひ後遺障害残存 要介護2(生活介護ヘルパー利用 3回/週) 飲酒習慣あり晩酌毎日、パチンコ好き 性格は几帳面、柔軟性に乏しくがんこ。地域住民との交流や活動へは消極的で社会参加なし 体調が悪くなるとかかりつけ医の受診するが、定期的な通院はなし 居室の整理整頓が不十分で住環境が悪くなっている。入浴はもともと近隣の銭湯へ通っていた が最近行かなくなった
心身・判断能力	板金工 熟練溶接技術者として60歳定年まで就労、 (「決める」という経験の有無 後見申立に対する理解等) (健康状態、知的/発達障がい、精神疾患(うつ等)、アルコール関連問題、薬物、ギャンブル、対人関係、等) 飲酒常習にて腎・肝機能低下、アルコール性認知症の診断されるが、病識なく適切な治療を受けていない。 生活習慣も改善なく、高血圧・糖尿病・脳梗塞再発のリスクも高いが、医師や支援者からの助言を受け入れない。 地域包括とケママネに勧められて申立したが、後見人の役割や必要性についての理解は不十分
暮らしの基盤	(収入、各種制度、公共料金、債務整理の状況等、サービス・制度の利用状況) 厚生年金:約13万円/月 公共料金:引き落とし 預貯金:約200万円 債務なし 介護保険:生活援助のヘルパー 3回/週、ケアマネの定期的な訪問は受入、関係は良好
普段のコミュニケ ーションの方法と 問題点	(言語・筆談・手話・点字・非言語等) 脳梗塞後遺症による構音障害があり、発語はできるが聞き取りにくく、意思を伝えにくいため、 筆談も補助的に活用する。上手く伝わらない時はイライラすることもある。
課題と思う事柄と その根拠	課題:自宅に住み続けたいという希望はあるが、実現できるかどうか その根拠:家屋の老朽化と本人の能力低下が顕著で現状維持が困難と思われる
本人の意思決定に 関与している人	担当ケアマネ、ヘルパー、地域包括スタッフ

家族・支援者関係図(ジェノグラム・エコマップ)

○○年○○月○○日 現在



記号 (〇:女性 口:男性 回:本人 塗りつぶし:死亡者)

略語 (包括C:包括支援センター HH:ホームヘルパー CM:ケアマネジャー)

※ 本人が活用できる資源(人・情報・サービス等)は何か。

※ 本来であれば、どのような資源が必要か。

【様式2	アセスメン	トシート	,
【様式2	アセスメン	トシート	,

事件番号 年(家)

号

本人		
A A		

作成日	:	年	月	日
却生老				

2回目以降のアセスメントシート

報告書提出時に作成する(本人状況に大きな変化があった時は適宜提出する)

本人の目指す暮らし	(生活の場所、今後の生活の希望、支援を依頼したいこと、支援拒否の理由 等を記載) □ 前回と同じ
生活歴・職歴	□ 前回と同じ
心身・判断能力	(「決める」という経験の有無 後見申立に対する理解等) (健康状態、知的/発達障がい、精神疾患(うつ等)、アルコール関連問題、薬物、ギャンブル、対人関係等) □ 前回と同じ
暮らしの基盤	(収入、各種制度、公共料金、債務整理の状況等、サービス・制度の利用状況) □ 前回と同じ
毎日の暮らしぶり 生活動線	(家事、育児、家族関係、近所づきあい、生活動線(室内、近隣、外出状況)等を記載)
現状生活の安定度	□ 緊急対応の課題あり
課題とその根拠	

 1	-	
本人		

作成日 : 本人誕生月 年 月 日 報告者: 後見人

2回目以降のアセスメントシート

報告書提出時に作成する(本人状況に大きな変化があった時は適宜提出する)

本人の目指す暮らし	(生活の場所、今後の生活の希望、支援を依頼したいこと、支援拒否の理由 等を記載) ☑ 前回と同じ
生活歴・職歴	が回と同じ
心身・判断能力	(「決める」という経験の有無 後見申立に対する理解等) (健康状態、知的/発達障がい、精神疾患(うつ等)、アルコール関連問題、薬物、ギャンブル、対人関係等) □ 前回と同じ 後見人選任以降、数回面談し本人とのコミュニケーションをとっている。財産を管理している後見 人であることは認識し、日常生活上のことについては会話可能となり意思疎通もできるが、家の話 になると受入が困難で、会話することを拒否する。感情の起伏があり、声を上げて興奮ぎみになる こともある。
暮らしの基盤	(収入、各種制度、公共料金、債務整理の状況等、サービス・制度の利用状況) ☑ 前回と同じ
毎日の暮らしぶり 生活動線	(家事、育児、家族関係、近所づきあい、生活動線(室内、近隣、外出状況)等を記載) 近隣との付き合いは相変わらずなく、民生委員の訪問も拒否的で、ヘルパーとケアマネが日常的に 関わりをしている。自宅浴室は利用できず、銭湯へも行けないため、夏場はヘルパーの援助で清拭 のみ行っているため、皮膚疾患が心配される。入浴目的にデイサービスの利用をケアマネが勧めて おり、一度体験利用したが継続していない。 好きだったパチンコへも行かなくなり、外出頻度が少なくなっている。 大雨が降った時、雨漏りがひどく困ったとケアマネからの情報があった。
現状生活の安定度	 ▼ アセスメントシート【様式3】へ □ 緊急対応の課題なし
課題とその根拠	•

	個別詞	果題	発生	時に	おける	意思	決定支援	のための	Dアt	マスメントシート
対象者										
実施日	;	年	月	日	時	~	時	(第])場所()
アセスメン	ト実施者									本人との関係()
今回のミー	ーティング	参加	旧者							
	または 課題			-						
このテー ⁻ 経過	マが生じ <i>†</i> 概要	÷ (いつ、	Ľ:-	で、誰が	問題抽	是起して本	日に至っ	たの	か
本人の考; (検討課題		本	人の意	見	や希望)					
本人へのり (検討課題			報提供	ŧのF	内容)					
本人は意	思決定能	力力	がある	とい	えるか?	(判断	f根拠として	で本人の	言葉	や反応を記入)
□理解でき その ね	きた 退拠は								思決定 の根拠	E能力があるとはいえなかった 処は
□記憶保持 その根	-							口支持	爰チー	-ム内の意見が分かれている
□比較考 その相	-						▼ の4要素を 合考慮す	ど: その7		ば意思決定能力があるといえるか
□意思表3 その相						る。				
	1							1	L	
□意思決			ないと	は			課題検討(の期限か	ある	□再アセスメントが必要
	いえない	\)						1		
					口代行法		する必要]か	がある		
				_						
本人の意	思を確認	し、	本人の)希望	望をどう [・]	すれに	実現でき	るか話合	いが	できたかどうかのチェック
口本人以名	外の関係	者の	の問題	を本	人の問	題とし	てすり替え	ていなし	いか	
□本人の表	長現された	言第	きをそ0	まま	本人の	自己決	:定と捉えて	いないか	、本人	の自己責任に帰していないか
口支援のし	しやすさを	・優	先して	いな	いか、ラ	支援者	っための	根拠付け	になっ	っていないか
ロサービス	ス利用あり	Jき	になっ	てい	ないか					
□結論が	先にありる	きに	なって	いな	いか、後	負付け	の根拠資	料として	使われ	っていないか

個別課題発生時における意思決定支援のためのアセスメントシート																			
対象者	0 0																		
実施日	平成〇	〇年(O J	月	0	日	○時	~	OI	诗	(角		0)場F	听(本人	人自宅	LIN
アセスメント	·実施者					A	弁護士	:				;	本人	,ك٥)関係	(後	見人)
今回のミーティング参加者 本人 (支援チーム)後見人・地域									域包	回括スタ	ッフ・打	旦当	ケア	マネ	・ヘル	/パ-	-• <u>F</u>	民生委	員
テーマまたは 検討課題 家が老朽化して危													るか	本人	人の意	思	を研	雀認す	-る。
このテーマ 経過 ^材		関係者	雨漏 のプ	りがレミ	一テ	ごく、 マン・	本人の: グ(1週	生活(間前)	こ支[を開	障をきた	こしたと	:ケブ 一、	後見	ネか 見人・	ら情報 包括ス	提付	供が ッフ・	あった ・ケア [・]	ため、 マネ・民
	本人の考え (検討課題に関する本人の意見や希望) この家を離れたくない。 施設の見学いったかなぁ、やっぱり施設はほかの人がいる、独りのほうが気楽でいい。 まだこの家は住めると思う。																		
本人への情 (検討課題)		青 報提供	共の に	内容	?)		·体験。 ·家の野	入所か 見状を	べてき - 説り	E具体的 きること 月する。 性を説り	を伝え 築年数	る。 女• 埻							
本人は意思	決定能力	がある	とい	える	らか	?(半	削断根	処とし	てス	本人の	言葉な	ク反	応を	記.	入)				
 ☑理解できた その根拠は:説明にうなづき返事した。 □記憶保持できた その根拠は:何度も同じ話を繰り返し記憶保持は困難。 ☑比較考察できた その根拠は:施設と在宅生活の違いは納得した。 □意思表現できた その根拠は:建物の老朽化の説明はむずかしい、わからん、もういいと発言あり。 □意思決定能力あり(ないとはいえない) 							✓意思決定能力があるとはいえなかった その根拠は:建物の老朽化による危険度については、むずかしい、わからん、もういいと拒否的態度が見られた。 □支援チーム内の意見が分かれている。 どうすれば意思決定能力があるといえるかその方法: ・もう一度わかりやすい表現で説明をする。 ・建築専門家の意見を次回提示する。 □課題検討の期限がある							度につい 的態度 。 えるか					
							をするは何か	る必要	要が	ある									
本人の意思	を確認し、	本人0	 の希:	望を	زع	5すれ	にば実	現で 現で	きる	か話合	いが	でき	たか	: نا	うかの	チ:	エツ	ク	
□本人以外	の関係者	の問題	を本	人	の間	引題と	としてす	より替	えて	こいなし	いか								
□本人の表	現された言	葉をその	のまま	ま本.	人の	自己	見決定と	:捉え [·]	てい	ないか、	、本人の	の自	己	責任に	に帰し	てし	いなし	ハか	
口支援のし	やすさを優	憂先して	こいな	よしい	か、	支援	髪者の#	ため の	り根	拠付け	になっ	って	いな	にいた	j۱				
ロサービス利用ありきになっていないか																			
☑結論が先にありきになっていないか、後付けの根拠資料として使われていないか																			